

令和8年度 下山中学校PTA総会要項



1 審議方法

- (1) 本要項をご確認いただく。
- (2) お子様を通じて配付した紙媒体「令和8年度 下山中学校PTA総会報告用紙」に必要事項を記入し、提出期限までに担任へ提出する。
- (3) 4/18（土）学校説明会の冒頭にて審議結果を報告させていただく。

2 審議期間

令和8年4月13日（月）～16日（木）

3 提出期限

令和8年4月17日（金）まで

豊田市立下山中学校

<議事内容>

- 1 事業報告について
- 2 会計報告について
- 3 役員改選について
- 4 事業計画（案）について
- 5 会計予算（案）について

令和7年度 下山中学校PTA事業報告

月	理事会等	PTA役員	会員研修	環境整備	校外学習
主な活動	◇全体計画立案と推進 ◇学校行事への参加、参画 ◇関係団体との連携、協力	◇県・三河・市PTA ◇下山地区会議・行事等	◇会員研修計画の立案、運営 ◇学校保健委員会の開催	◇親子作業の計画・推進	◇登校指導 ◇生徒の健全育成活動の推進 ◇通学路点検
4	PTA 総会（書面審議会）9～11	役員会①21	専門委員会 21	専門委員会 21	専門委員会 21 通学路点検
5	体育祭 20 理事会①23	役員会②23 市P連総会			登校指導①30
6	授業参観 14	C・S 連絡協議会①25 県P連総会 教育対話集会(前期)	学校保健委員会 14	親子作業 14	登校指導②30
7					登校指導③18
8		子どもの未来を見つめる会			
9	理事会②24	役員会③24 市P情報交換会		親子作業 13	登校指導④10
10	文化祭 26	人権教育指導者研修会			登校指導⑤10
11	理事会③18	役員会④18 教育対話集会（後期） 西三北地区生徒指導 推進研究大会			登校指導⑥20
12					登校指導⑦10
1		C・S 連絡協議会②20 役員会⑤21			登校指導⑧20
2		三河 PTA 研究発表大会			登校指導⑨20
3	PTA 新旧役員・専門委員引継ぎ 会 13 新旧合同理事会 13	市P連役員予定者研修会			

令和7年度 PTA会計決算書

収入決算総額(円)	支出決算総額(円)	差し引き残高(円)
517,005	433,245	83,760

1 収入決算内訳

項目	予算額(円)	決算額(円)	摘要
1. 会費	436,800	436,800	4,800×(実家庭76+教職員15)
2. 繰越金	60,670	60,670	令和6年度より
3. その他	0	19,535	利息、再入金(19,380円)
合計	497,470	517,005	

2 支出決算内訳

項目	予算額(円)	決算額(円)	摘要	
1. 総会費	5,000	5,000	用紙代	
2. 会議費	5,000	5,000	用紙代	
3. 負担金	10,000	7,850	市PTA連絡協議会費	
4. 研修費	3,000	0		
5. 旅費	15,000	17,500	役員出張旅費 ※1,500円返金再入金	
6. 事務費	5,000	4,950	案内等送付用切手代	
7. 生徒育成費	125,000	136,749	入学式盛花, 講演講師料, 保険料, 卒業記念品等	
8. 慶弔費	30,000	25,000	歓送迎会花束	
9. 内訳	環境整備委員会	120,000	128,986	PTA親子作業飲料代、ナイロンコード等 ※4,380円返金再入金
	会員研修委員会	50,000	0	※第2回学校保健委員会中止
	校外指導委員会	70,000	46,350	登下校等防犯用熊よけ鈴
10. 予備費	9,470	5,860	振込手数料	
11. 同窓会積立	50,000	50,000	令和7年度卒業生同窓会積立	
合計	497,470	433,245		

上の通り報告いたします。

なお、残金 83,760 円は、次年度に繰り越します。

令和8年3月23日

下山中学校PTA会計

下内 誓子 印

下山中学校PTA会計

瀬戸 英次 印

監査の結果、通帳・会計簿等の処理・記入は適切であり、
上の決算書に間違いのないことを報告いたします。

令和8年3月24日

下山中学校PTA会計監査

高木 晴美 印

※配信用資料につき、個人情報保護のため印鑑は省略しています。

令和8年度 下山中学校PTA役員・専門委員（案）

区分	役職	氏名	生徒	小学校区等	備考	理事
役員	会長	渡部 達也	3年 心晴	花山	3年学年代表	○
	副会長	梅本さおり	2年 葉月	巴ヶ丘		○
	副会長	柴田 智子	2年 望夢	大沼	会員研修委員会顧問	○
	副会長	清水 康博			校長	○
	庶務	鈴木 雅代	3年 悠生	大沼	環境整備委員会顧問	○
	庶務	黒田 浩司			教頭	○
	会計	伊藤 いぶき	3年 怜	巴ヶ丘	校外指導委員会顧問	○
	会計	瀬戸 英次			校務主任	○
	会計監査	夏目 考祥	2年 結衣	大沼	※前年度会長	
専門委員	会員研修委員会 委員長	志賀 祐子	2年友希乃	巴ヶ丘	地区委員	○
	会員研修委員会 副委員長	西澤 友希	1年 清人	巴ヶ丘	地区委員	○
	環境整備委員会 委員長	小幡 千晴	2年 侑生	花山	地区委員	○
	環境整備委員会 副委員長	高山良志美	1年 風雅	花山	地区委員 1年学年代表	○
	校外指導委員会 委員長	取田 加代	1年 和海	大沼	地区委員	○
	校外指導委員会 副委員長	柴田 愛	2年 彩来	大沼	地区委員 2年学年代表	○

令和8年度 下山中学校PTA事業計画（案）

月	理事会等	PTA役員	会員研修	環境整備	校外学習
主な活動	◇全体計画立案と推進 ◇学校行事への参加、参画 ◇関係団体との連携、協力	◇県・三河・市PTA ◇下山地区会議・行事等	◇会員研修計画の立案、運営 ◇学校保健委員会の開催	◇親子作業の計画・推進	◇登校指導 ◇生徒の健全育成活動の推進 ◇通学路点検
4	PTA 総会（書面審議会）13～16	役員会①24	専門委員会 24	専門委員会 24	専門委員会 24 通学路点検
5	体育祭 16 理事会①22	役員会②22 市P連総会			登校指導①
6	授業参観 13	C・S 連絡会議①9 県P連総会 教育対話集会（前期）		親子作業 13	登校指導②
7					登校指導③
8		子どもの未来を見つめる会			
9	理事会②24	役員会③24 市P情報交換会	学校保健委員会①12	親子作業 12	登校指導④
10	文化祭 25	人権教育指導者研修会			登校指導⑤
11	理事会③17	役員会④17 教育対話集会（後期） 西三北地区生徒指導 推進研究大会			登校指導⑥
12					登校指導⑦
1		C・S 連絡会議②19 役員会⑤20			登校指導⑧
2	理事会④3	役員会⑥3 三河PTA研究発表大会	学校保健委員会②12		登校指導⑨
3	PTA 新旧役員・専門委員引継ぎ会 12 新旧合同理事会 12	市P連役員予定者研修会			

令和8年度 PTA会計予算(案)

収入予算総額(円)	支出予算総額(円)	差し引き残高(円)
544,560	544,560	0

1 収入予算内訳

項目	予算額(円)	摘要
1. 会費	460,800	4,800 × (実家庭81 + 教職員15)
2. 繰越金	83,760	令和7年度より
3. その他	0	
合計	544,560	

2 支出予算内訳

項目	予算額(円)	摘要	
1. 総会費	5,000	要項代, 総会準備	
2. 会議費	5,000	理事会, 役員会	
3. 負担金	10,000	市PTA連絡協議会費	
4. 研修費	3,000	研修会補助	
5. 旅費	15,000	役員交通費	
6. 事務費	5,000	用紙代・振込手数料, 切手	
7. 生徒育成費	140,000	講演講師料, 保険料, 卒業記念品	
8. 慶弔費	40,000	香典, 見舞金, 歓送迎会花束	
9. 内訳	環境整備委員会	130,000	親子作業飲料, 補修用品
	会員研修委員会	50,000	会員研修補助
	校外指導委員会	70,000	安全指導費
10. 予備費	21,560	振込手数料(学年用)、部活動(4月~8月)	
11. 同窓会積立	50,000	周年事業積立金	
合計	544,560		

※但し、項目内予算の流用を認める。

豊田市立下山中学校父母教師会 会則

第1条 (名称)

本会は豊田市立下山中学校父母教師会（通称：下山中学校PTA）と称し、事務局を下山中学校におく。

追加（通常こちらの名称で呼んでいる）

第2条 (会員)

本会の会員は次のとおりとする。

- 1 正会員・・・生徒の父母（保護者）および教師
- 2 準会員・・・正会員以外の学区民

第3条 (目的)

本会は生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 1 父母と教師および一般地域社会の協力により、生徒の健全な発達をはかり福祉を推進する。
- 2 民主教育に対する理解を深めるために、父母を対象とした成人教育を推進する。
- 3 学校および地域社会の教育的環境の整備をはかる。
- 4 学校と家庭の結びつきを一層緊密にし、生徒の訓育を推進するために父母と教師は協力する。

第5条 (役員)

本会の役員は次のとおりとする。

- | | | | |
|---|-------|----|-----------|
| 1 | 会 長 | 1名 | (父母) |
| 2 | 副 会 長 | 3名 | (父母2・校長) |
| 3 | 庶 務 | 2名 | (父母1・教師1) |
| 4 | 会 計 | 2名 | (父母1・教師1) |
| 5 | 会計監査 | 1名 | (前年度会長) |

令和5年度から副会長の1名は、次年度の会長に就く方から決める。副会長は男女各1名が好ましいが、難しい場合は考慮する。

第6条 (役員任期)

役員任期は1か年とし、再選を妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第7条 (専門委員会)

次のとおり、専門委員を選出し、3つの専門委員会（会員研修・環境整備・校外指導）を構成する。

- 1 地区のバランスに応じて理事会で決めた人数の委員を選出する。
- 2 各学年から1名の学年代表を選出する。学年代表は、役員とは極力兼ねずに済むように選出する。

第8条（理事）

理事を次のとおりとし、理事会を構成する。

- 1 会長、副会長、庶務、会計・・・・・・・・・・ 8名
- 2 専門委員・・・・・・・・・・ 6名

第9条（役員の選出）

役員は前年度役員の推薦により、地区のバランスを配慮して選出し、総会において承認を受ける。

なお、父母より選出された副会長2名のうち、1名が次年度会長を務める。

第10条（役員の任務）

役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった場合はその任務を代行する。
- 3 庶務は、本会の庶務を行い、父母の研究推進活動にあたる。
- 4 会計は、本会の経理を行い、必要に応じて収支を報告し、総会において監査を経た決算を報告する。
- 5 会計監査は、本会の会計を監査し、総会においてその結果を報告する。

第11条（会議）

本会の目的を達成するために、次の会議を開催する。

1 総会

総会は毎年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

新型コロナウイルス感染拡大防止をはじめ、その他の社会情勢で総会が開催できないときは、新旧会長・副会長らの出席のもと、書面審議総会とする。

2 役員会・理事会・各種委員会

会長は必要に応じて、役員会・理事会・各種委員会を開催し、行事等の計画・実践を推進する。

第12条（経費）

本会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第13条（会費）

正会員は、会費として月額400円を拠出する。

第14条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条（会則の改正）

本会則の改正は総会の決議による。

第16条（個人情報の取り扱い）

個人情報の取扱は、別途、豊田市立下山中学校父母教師会個人情報取扱規則による。

- 付 則
- 1 本会則は昭和47年4月22日より施行する。
 - 2 本会に次の専門委員会をおく。
会員研修委員会 環境整備委員会 校外指導委員会
 - 3 会費の徴収は年2回とし、5月と10月に6か月分を会計に納める。
 - 4 転入会員は、転入の翌月分より会費を会計に納める。また、年度途中に会員が転出した場合は、会費を返金する。

(昭和48年4月14日一部改正) (昭和49年4月13日一部改正) (昭和51年4月24日一部改正) (昭和52年4月17日一部改正)
(昭和54年4月14日一部改正) (昭和62年7月18日一部改正) (平成9年4月27日一部改正) (平成11年4月24日一部改正)
(平成14年4月14日一部改正) (平成15年4月19日一部改正) (平成17年4月17日一部改正) (平成22年4月17日一部改正)
(平成23年4月16日一部改正) (平成24年4月21日一部改正) (平成25年4月20日一部改正) (平成27年4月18日一部改正)
(平成30年4月14日一部改正) (令和3年4月15日一部改正) (令和4年4月16日一部改正) (令和5年4月15日一部改正)

申し合わせ事項

- 1 各小学校区より選出された役員と専門委員は兼ねることはできない。
- 2 理事選出における、前年度理事の再選については本人の意向を尊重する。

下山中学校父母教師会 慶弔慰規定

- 1 正会員・生徒が著しい活躍により表彰を受けた場合は、役員協議により記念品料を贈る。
- 2 正会員・生徒が死亡した場合は、次のように弔意を表す。
(以下一切の返礼をしない。)
生花1基 香料5,000円 淋し見舞2,000円程度
- 3 正会員・生徒が病気・不慮の事故等で1か月以上入院した場合は、見舞金5,000円を贈る。
- 4 正会員または生徒の家屋に不慮の火災等があった場合は、役員協議により見舞金を決定する。
- 5 この規定にない慶弔については、役員協議により決定する。

付則 平成15年6月25日より実施
平成22年4月17日一部改訂

豊田市立下山中学校父母教師会 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 豊田市立下山中学校父母教師会（以下「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿・委員名簿・事業等の記録や写真及びその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(定義)

第3条 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、役員・事務局とする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知り得ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第7条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。また、円滑な PTA 活動のために必要な個人情報を取得する。

(周知)

第8条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報等で会員に周知する。

(利用)

第9条 取得した個人情報は、以下の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA 会費の集金業務、管理業務
- (2) PTA 関連文書の送付
- (3) 役員並びに会計監査・会員・専門委員等の名簿の作成
- (4) 登校指導当番表の作成

(利用目的による制限)

第10条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規約により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第11条 個人情報には管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第12条 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れる等適切な状態で保管することとする。また、個人情報を持ち出す場合や、電子メールで個人情報を送付する場合は、ファイルにパスワードをかける等して、適切に個人情報を管理することとする。

(第三者への提供の制限)

第13条 個人情報は次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者に提供する場合の記録の作成)

第14条 本会は、前条の規定に基づいて個人情報を第三者に提供したときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する個人情報の対象者(本人)の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者(本人)の同意を得ている旨(前条第1号から第4号までの場合を除く)

(第三者から提供を受ける際の記録の作成)

第15条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける個人情報の対象者(本人)の氏名
- (4) 対象者(本人)の同意を得ている旨(第13条第1号から第4号までの場合を除く)

(情報の開示等)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除等を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第17条 個人情報を漏えい、紛失等した場合や、そのおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告し、適切な対応を行う。

(研修)

第18条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に、個人情報の取扱いに関する研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改定)

第20条 法令の改正または実務上の不備が生じた場合は、役員会において審議し、その承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第8条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

付 則 1 本規則は令和4年4月16日より施行する。